

せとうち観光専門職短期大学 学則

第1章 総則

(本学の目的)

第1条 せとうち観光専門職短期大学（以下「本学」という。）は、建学の精神である「観光と社会や人類との関わりを深く探究し、観光を通じて地域社会の発展と諸外国との交流と共生に貢献する人材を育成する」の具現化に向けて、学校教育法に基づき、観光に関する教育・研究・地域貢献を三位一体として推進することを目的とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の承認を受けた者による評価を受け、その結果を公表するものとする。

3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学科、修業年限及び定員

(学科、修業年限及び定員)

第4条 本学の学科、修業年限及び定員は次の通りとする。

学 科	修業年限	入学定員	総定員
観光振興学科	3年	80名	240名

(学科の目的)

第5条 観光振興学科は、建学の精神に基づき、「観光の理論と知識」と「観光実務の知識と技能」、及び「事業イノベーションや地域社会の魅力を創出することができる応用的能力」を兼ね備えて、「観光振興のエキスパートとして、観光産業及び観光による地域創生事業を牽引しつつ、社会構造の変化やニーズを的確に捉えて事業イノベーションや地域社会の魅力を創出することができる高度専門職業人」を養成することを教育研究上の目的とする。

(在学期間)

第6条 本学に在学する期間は、修業年限の2倍に相当する年数を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第13条第1項又は第14条第1項の規定により入学した者は、それぞれ第13条第2項又は第14条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を4学期に分ける。4学期のうち2つの学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は、別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第8条 本学の休業日は次の通りとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 春期休業日、夏期休業日及び冬期休業日に関しては、別に定める。

2 学長が必要と認めた場合は、前項に規定する休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 学長が必要と認めた場合は、第1項に規定する休業日において、授業を行うことができる。

第4章 入学、休学及び退学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後

に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

（入学願書及び入学選考）

第 11 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。

- 2 入学願書を提出した者について、本学は、公正かつ妥当な方法により入学者の選抜を行う。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、別に定める。

（入学手続き及び入学許可）

第 12 条 前条第 2 項の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学の手続きを完了した者に、入学を許可する。

（転入学）

第 13 条 本学に転入学を希望する者には、本学は、相当年次に転入学を許可することがある。

- 2 前項の許可並びに転入学する者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数は、教授会の議を経て学長が決定する。

（再入学）

第 14 条 本学を退学した者又は除籍された者が再入学を願い出た場合には、本学は、これを許可することがある。

- 2 前項の許可並びに再入学する者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数は、教授会の議を経て学長が決定する。

（休学）

第 15 条 引続いて 3 カ月以上修学することができない者は、所定の手続きにより学長の許可を得て休学することができる。なお、疾病を事由とする場合には、医師の診断書を添えるものとする。

- 2 休学の期間は原則として 1 年以内とする。ただし、学長が特別の事情であると認めたときには、その期間を引続き更に 1 年まで延長することができる。
- 3 休学期間は通算して修業年限を超えることができない。

4 休学期間は第6条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第16条 休学の事由が消滅したことにより、又は休学期間が満了したことにより、復学しようとする者は、所定の手続きにより学長の許可を受けなければならない。なお、疾病を事由とする休学の復学に際しては、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、所定の手続きにより学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

- (1) 第6条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第15条に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- (3) 休学期間終了までに復学、休学延長、退学のいずれの手続きも取らない者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

2 本条に規定するものの他、学生の除籍に関して必要な事項は、別に定める。

(留学)

第19条 外国の短期大学又は大学で学修することを志願する者は、所定の手続きにより学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第31条に定める計画的な履修に必要な期間として取り扱うことができる。

第5章 教育課程、履修方法及び単位の認定

(教育課程の編成方針)

第20条 本学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 本学は、学内に産業界等の意見や要望等を把握・分析し、授業科目の開設その他授業内容の方法の改善及び工夫を含む教育課程の編成に活用するための組織として「教育課程連携協議会」を設置する。

3 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法)

第21条 本学は、授業科目を、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目とし、これを必修科目、選択科目及び選択必修科目に分ける。

2 本学の教育課程は、別表第一の通りとする。

(履修方法)

第 22 条 学生は、履修しようとする授業科目を期日までに学長に届けなくてはならない。

2 本条に規定するものの他、授業科目の履修方法に関して必要な事項は、別に定める。

(単位)

第 23 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 1 科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(学修の評価及び単位の認定)

第 24 条 本学は、各授業科目を履修した者に対して、試験その他適切な方法により総合的に学修の成果を評価し、単位を認定する。

2 試験の成績は、100 点をもって満点とし、その学修の評価は、A (80 点以上)、B (79 点～70 点)、C (69～60 点)、D (59 点以下) をもって表し、60 点以上をもって合格とする。

3 各授業科目の出席時間数が、講義・演習科目においては全授業時間数の 3 分の 2、実験・実習・実技科目においては全授業時間数の 5 分の 4 に満たない者については、単位認定を行わない。

(授業期間)

第 25 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、8 週又は 15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合には、これらの期間より短い期間において授業を行うことができる。

(授業)

第 26 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用に

より行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の更なる改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の短期大学又は大学における学修)

第 28 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、46 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程の有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設における学修)

第 29 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、46 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 30 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 本学は、学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし、23 単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

4 前 3 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 28 条第 1 項及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、46 単位を超えないものとする。この場合において、第 28 条第 2 項により本学において修得したとみなす単位数と合わせるときは、53 単

位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 31 条 本学は、学生が職業を有している等の事由により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

(科目等履修生)

第 32 条 本学は、本学の学生以外のもので本学の授業科目の履修を希望する者には、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 本学は、科目等履修生に、第 24 条の規定を準用して単位を認定することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 33 条 短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する外国人には、本学は、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第 6 章 卒業及び学位

(卒業要件)

第 34 条 本学を卒業するためには、3 年以上在学し、96 単位を修得しなければならない。ただし、第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定により入学した者の在学すべき年数は、それぞれ第 13 条第 2 項又は第 14 条第 2 項の規定により定められた年数以上とする。

(卒業認定)

第 35 条 前条に規定する要件を満たした者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 卒業の認定に係る基準は別に定め、あらかじめ学生に明示する。
- 3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

第 36 条 前条の規定により卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより、観光短期大学士（専門職）の学位を授与する。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第 7 章 入学金、授業料その他の納付金

(入学金、授業料その他の納付金)

第 37 条 本学の入学金、授業料その他の納付金は、次の通りとする。

(単位：円)

学科	納入時期	入学金	授業料	施設 設備費	課外 活動費	合計
観光 振興 学科	1年次	200,000	700,000	220,000	30,000	1,150,000
	2年次	—	700,000	220,000	30,000	950,000
	3年次	—	700,000	220,000	30,000	950,000

- 2 実習費その他教育上必要な費用は、別に徴収する。
- 3 前2項に定めるものの他、納付金に関して必要な事項は、別に定める。

第8章 職員

(職員)

第38条 本学に、学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務局長、事務職員を置く。教育研究上の組織編成として適切と認められる場合は、講師、助教、又は助手を置かないことができる。

- 2 前項の職員その他、副学長、副学科長、技術職員、その他の職員を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第9章 教授会

(教授会)

第39条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第40条 表彰に値する行為があった学生は、教授会の議を経て学長が表彰することがある。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第41条 学則その他の規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があった学生は、教授会の議を経て学長が懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 図書館

(図書館)

第42条 本学に図書館を置く。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第 12 章 公開講座

(公開講座)

第 43 条 地域住民の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

第 13 章 学則の変更

(学則の変更)

第 44 条 この学則を変更しようとするときは、教授会の議を経て学長が理事会に上申し、理事会が決定する。

附則

1.この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

別表第一
観光振興学科

科目区分	授業科目名	単位数	必修	選択必修	選択
基礎科目	基礎演習	2	○		
	キャリアデザイン論	2	○		
	文化論	2	○		
	地理学	2	○		
	企業の社会的責任	2		○	
	法と社会	2		○	
	ビジネスコミュニケーション	2		○	
	信仰の歴史	2		○	
	異文化理解	2		○	
	災害と防災の科学	2		○	
	介助実務実習	1	○		
職業専門科目	観光学概論	2	○		
	地域資源論	2	○		
	地域観光基礎実習	1	○		
	観光社会文化論	2	○		
	観光振興・地域創生論	2	○		
	観光行動論	2	○		
	観光政策論	2	○		
	国際観光論	2			○
	観光文化施設論	2			○
	観光メディア論	2			○
	観光データ整理実習	1	○		
	エコツーリズム実習	1	○		
	せとうち観光アート論	2		○	
	せとうち観光資源論	2		○	
	四国巡礼研究	2		○	
	四国観光史	2		○	
	ホスピタリティマネジメント論	2	○		
	観光リスクマネジメント	2	○		
	観光事業論	2	○		
	交通産業論	2		○	
	宿泊産業論	2		○	
	地域創生事業論	2		○	
	ホスピタリティ実務実習A	1		○	
	ホスピタリティ実務実習B	1		○	
	観光支援ビジネス実務基礎論	1	○		
	観光実務基礎論	1	○		
	観光実務応用論	1	○		
	臨地実務実習Ⅰ	4	○		
	臨地実務実習Ⅱ	8	○		
	臨地実務実習Ⅲ	8	○		
	観光支援ビジネス実務発展論	1	○		
	観光実務発展論	1	○		
観光実務マネジメント論	1	○			
観光基礎英語Ⅰ	1	○			
観光基礎英語Ⅱ	1	○			
観光英語Ⅰ	1			○	
観光英語Ⅱ	1			○	
観光英語Ⅲ	1			○	
観光英語Ⅳ	1			○	
展開科目	経営学	2	○		
	中小企業論	2		○	
	コミュニティデザイン論	2		○	
	マーケティング論	2		○	
	起業論	2		○	
	ファンリレーション実習	1	○		
	ICTとIoT	2	○		
	人工知能概論	2	○		
	ICT実習	1	○		
	人工知能プログラミング実習	1	○		
	マップデザイン実習	1	○		
メディアコンテンツ実習	1	○			
総合科目	専門演習	4	○		

せとうち観光専門職短期大学 教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、せとうち観光専門職短期大学（以下「本学」という。）学則第39条第2項の規定に基づき、本学の教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定める。

(組織)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学科長
- (3) 専任教員
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が指名した者

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が諮問する次の各号に掲げる本学の運営に関する重要事項について審議する。

- (1) 入学試験の合否判定に関する事項
- (2) 学生の入学（転入学及び再入学を含む。）、卒業に関する事項
- (3) 学生の進級、休学、復学及び願い出による退学に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する事項
- (6) 学生の除籍に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 教員の採用及び昇任に係る教育研究業績の審査に関する事項
- (9) その他学長が教授会の意見を求める事項

(議長等)

第4条 学長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、あらかじめ学長が指名した者は、議長を代行できる。

(議案の提出)

第5条 教授会の議案の提出は、学長が行う。

(定足数)

第6条 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(議決)

第7条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(教授会の開催請求)

第8条 教授会の構成員は、その2分の1以上の連署をもって教授会の開催を請求することができる。

2 前項の請求は、代表者からの議案及び理由を付した文書を学長に提出することにより行う。

(構成員以外の出席)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、関係教職員を出席させ意見を聴くことができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が理事会に上申し、理事会が定める。

附則

1.この規程は、2021年4月1日から施行する。